

**千葉市環境審議会環境保全推進計画部会
平成２２年度第４回大気環境保全専門委員会 議事録**

１ 日 時：平成２２年９月２４日（金） 午前１０時００分～１１時１０分

２ 場 所：千葉中央コミュニティセンター８階 ８７会議室

３ 出席者：（委員）

立本委員（委員長）、岡本委員（副委員長）、小林委員、久世委員、内藤委員
（事務局）

土屋環境保全部長、斎藤環境規制課長、佐藤環境規制課長補佐、
松田環境保全推進課自動車公害対策室長、菅野環境情報センター所長、
石橋環境規制課大気係長、金子環境情報センター主査、辻本環境規制課主任技師、
ムラタ計測器サービス株式会社 石塚、松本

４ 議 題

- （１）今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制について
- （２）その他

５ 議事の概要

- （１）今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制について
答申案について、委員から出された意見に基づいて修正の上、取りまとめられた。
一部資料（市民意見に対する考え方）の修正については、委員長に一任された。
- （２）その他
答申案は、同日午後に開催される環境保全推進計画部会に報告されることとなった。

６ 会議経過

別紙のとおり

問い合わせ先	千葉市環境局環境保全部環境規制課
TEL	０４３（２４５）５１８９
FAX	０４３（２３８）７４９４

【佐藤環境規制課長補佐】それでは、定刻となりましたので、ただいまより、平成 22 年度第 4 回大気環境保全専門委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境規制課の佐藤です。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料について、確認をお願いいたします。

資料のほうなんです、本日の次第、座席表に続きまして、

資料 1 市民意見募集の実施結果の概要及び意見に対する考え方（案）でございます。

資料 2 といたしまして、今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制について（答申案）でございます。

また、参考資料 1 としまして、大気汚染状況の常時監視結果の見直し（案）概要版。

参考資料 2 といたしまして、大気汚染状況の常時監視結果の見直し（案）、こちらは詳細版となっております。

以上でございますが、そろっておりますでしょうか。

それでは、以降の議事進行につきましては、立本委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【立本委員長】おはようございます。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それではこれより議事に入らせていただきます。

議題の「今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制について」です。この議題について、まず、「市民意見募集の実施結果」というところからご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【石橋環境規制課大気係長】それでは事務局のほうからご説明いたします。

資料 1 のほうをご覧くださいと思います。市民意見募集の実施結果の概要及び意見に対する考え方（案）です。意見募集期間は平成 22 年 8 月 16 日から 8 月 31 日まで。募集方法といたしましては、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参ということでございます。募集結果でございますが、意見提出者については 3 名、意見内容については 4 件でございました。

それでは意見について説明していきたいと思います。

まず、1 つ目の意見でございますが、測定局の統廃合のダイオキシン類についてでございます。

ダイオキシンについては、ごみ焼却場などの燃焼におきまして副生成物として発生する有害物質で、市の焼却場は 3 か所あるが、北谷津清掃工場、北清掃工場、それから新港クリーン・エネルギーセンターから出る大気の監視を意識してダイオキシン類の常時監視体制が決められていないように思われる。ごみ焼却場 3 か所を考慮して、測定地点を増やさないことを前提にすると、北谷津清掃工場周辺については、千城台北小学校、千葉市農政センター、大宮小学校の 3 地点。北清掃工場については宮野木、花見川第一小学校、山王小学校の 3 地点。また、新港クリーン・エネルギーセンター付近については、千葉市役所自排、真砂公園という意見となっています。

これに対する考え方でございますが、御意見のとおり、清掃工場についてはダイオキシン類の主要な発生源の 1 つであります。また、各清掃工場においては、ダイオキシン類の排出を抑制するために処理施設が導入されており、排ガスの定期測定、またダイオキシン類の測定を行っており、毎年ダイオキシン類については公表もされております。一方、ダイオキシン類の一般環境大気中の濃度は、法規制がかなり厳しく行われたことによって低減傾向にあります。このような状況において、測定データの傾向、また市民の方へのわかりやすい情報提供を続けるといった観点から、市域全体を監視するためにも各行政区に 1 地点ずつ、計 6 地点を選定したものでございます。清掃工場の南北方向の測定地点を 1 か所ずつ存続させるのも有効な考え方の 1 つでございますが、市内には清掃工場のほかにも発生源が点在しているということを御理解いただきたいということです。

なお、御意見のあった各清掃工場の測定局については、北谷津清掃工場については近隣の千城台北小学校、北清掃工場については花見川第一小学校及び山王小学校、また、新港クリーン・エネルギーセンターについては真砂公園を、それぞれ存続させることにしているということです。

次に、同じく測定局の統廃合についての、自排局についての意見でございます。

自動車排出ガス測定局は測定局番号で 21～27 ということで 7 か所ある。25 番検見川自排と 22 番真砂自排が近接地点にあり、この両自排局は国道 14 号を見ているが、真砂自排のほうが行自

動車から近く SPM 濃度も検見川自排と比べて高いデータが出ているということで、検見川自排が不要と思われる。また、花見川区内で交通渋滞が出るのは国道 16 号のこてはし台入口からスポーツセンターまでであり、環境汚染は、渋滞しているこてはし台からスポーツセンターにかけてが高いのではないかと。だから、スムーズに流れている区間である千草台よりも、こてはし台とスポーツセンターまでの間の渋滞区間において新設するべきであるという意見でございます。

これに関しましては、検見川自排については、廃止可能な測定局として位置付けているところでございます。また、花見川区のこてはし台からスポーツセンターまでの国道 16 号の自動車排出ガスによる汚染については、千葉県総合スポーツセンターの国道 16 号沿いにおいて約 30 年間、3 週間という短い期間ではございますが、測定を実施した経緯がございます。直近の 10 年分を見ますと、平成 7 年から 16 年の結果でございますが、短期測定であるために環境基準は評価できないものの、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素に係る環境基準の数値を下回っているところがございます。また、16 号沿道における自動車交通量については、測ったところが稲毛区の園生町でございますが、16 年度は約 53,000 台、21 年度は約 45,000 台と減少している状況であります。一方、千草自排の監視対象である国道 16 号と京葉道路の並行区間においては、21 年度は約 111,000 台であります。御意見のとおり、こてはし台からスポーツセンターまでの間の国道 16 号における交通渋滞による影響は無視できないが、上記のような状況を考慮すると、自動車交通量の多い千草自排において、国道 16 号と京葉道路の並行区間における汚染状況を監視していくこととしたということです。

次に同じく測定局の統廃合で、一般局についてでございます。美浜区は真砂公園と幕張西自排の 2 か所になっているが、美浜区高浜南団地においてはベランダの手すりを毎日拭いているが、黒い灰のようなものが積もっており、タオルに付着する。昭和 55 年に引っ越してきたときにはこのような現象はなかったが、千葉港付近に焼却場ができてから、夜、たまに異臭がある。風向きによっても違うが高浜付近は大気汚染が進んでいると思われるので、測定箇所を追加してもらいたい、という意見でございます。

これに関しまして、美浜区には真砂公園、真砂自排、幕張西自排の 3 か所の測定局がございます。このうち真砂公園と真砂自排の 2 か所については存続させる予定としております。御意見の焼却場と思われる新港清掃工場については、旧工場が昭和 49 年から稼動しておりましたが、平成 14 年に建て替えまして、現在は新工場が稼動しております。新工場のほうが旧工場よりも排出基準が厳しく、排ガス処理施設も新しいため、清掃工場からの大気汚染の負荷は低減しているものと考えられます。測定局の新設については現在のところ考えていないが、灰や異臭などの大気汚染、悪臭事案については案件ごとに調査を行う必要がある、ということでございます。

最後に、全般的なものでございます。

見直しの背景に述べられている、光化学オキシダントを除いて概ね継続的に環境基準を満足しているとの判断に同意する。このことから、監視体制の見直しを図ること、光化学オキシダントの監視の強化を図ること、微小粒子状物質の監視の開始を図ることに賛成する。ただし、大気汚染状況の常時監視体制を行っていること、また監視には相当額の経費がかかっていること等が市民に周知される機会がほとんどないことは残念であり、改善すべきことである。また、千葉県ホームページでの観測値速報体制とのリンクも周知されておらず、これらは千葉県と協力されて改善を期待するものである、という御意見でございます。

これについては、統廃合、また光化学オキシダントの監視強化及び微小粒子状物質の新たな監視を行うことが必要であると考えている。また、大気汚染状況については、御意見のとおりホームページの見直しを行うなど、よりわかりやすい形で市民に情報を提供していくための検討を行い、周知を図っていく必要がある、ということです。

なお、この市民意見については、後日になりますが、ホームページへの掲載を予定しております。

以上でございます。

【立本委員長】ありがとうございました。

ただいまの市民意見につきまして、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

【岡本副委員長】市民意見に対する考え方の案も、おおむねよくできていると思うのですが、もう少し追究してほしい点は、自排局のところで、平成 7 年から 16 年の間に調査した経緯がある

というところなんです、環境基準との対比は平均化時間の関係で必ずしも一対一で正確にできなくても、おおむね注目するほどの濃度でなかった、ということは理解できますが、さらに踏み込んで、今後も継続する予定の近隣の測定局との間にどの程度の相関関係があったのか、あるいは短時間値で検見川自排のほうが近隣の局よりも高い濃度を示した時間数がどのくらいあったのか、とか、そのあたりのところを示してあげると意見を下さった方に対してより親切な説明ではないかと思います。

それからもう1つですね。測定局の統廃合のところで、美浜区の件ですけれども、焼却場ができてからのほうが汚染がひどくなったというふうに、この意見をくださった方は感じているように見えるんですけれども、この焼却場がアセスの対象になっていたかどうか、もしなっているとすれば事後調査でこういう問題がきちんと検討されていたかどうかですね。そのところはやはりきちんと確認をして、もし行っているとすれば、それが適切であるのかどうか、それからこういう住民が関心を持つような項目が事後調査の調査項目にきちんと入っていたのかどうか、そういうことを事業者が認識して対応していたのかどうか。そのあたりをもう少しきちんと抽出すべきでないかなという気がします。

以上です。

【立本委員長】ありがとうございます。

いかがですか、事務局。少し丁寧に、市民にわかりやすいようにお書きいただければと思います。

【斉藤環境規制課長】わかりました。

【立本委員長】その他、ございませんでしょうか。

私から1つですね。ダイオキシンのところ、一番目のところなんですけども。ここの文章で「市内には清掃工場のほかにも発生源が点在しているので、その状況についてもご理解願いたい」とあるんですけども、清掃工場の他にもあるということはこれでわかりますが、清掃工場よりも少ないのか多いのか、あるいは調査をして、ダイオキシンは出るけれども非常に少ない、というようなことを加筆しないと、焼却場については少ないけれども、他のところでは高いダイオキシンが出ているというように見られるのではないのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

それともう1点。測定局の統廃合の最後のところで、「灰だとか悪臭などの大気汚染・悪臭事案については案件ごとに調査を行う必要がある」とありますが、調査だけではなくて、「調査、指導」というように付け加えることはできませんか。調査をして、もし多量に出ているならば、行政指導を行いますという意味のことがあっていいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

その2点です。

【斉藤環境規制課長】委員長御指摘の件ですが、まず、ダイオキシンについては、この3か所を含めて39か所くらい把握しておりますので、その辺の傾向はわかると思います。

それから、裏側の「案件ごとに調査を行う必要がある」ということなんですけども…。

【立本委員長】「調査、指導」と書いておけば、調査して、非常に状態が悪いときは、このように処理をしてくださいと言うなど、行政も清掃工場に対して、このようにしてください、もっと処理技術を深めてくださいなど言いますという意味合いがあっていいのではないのでしょうか。

【久世委員】ただこの場合は、例えば海からのケースも考えられるわけですね。

そうするとなかなか特定ができなくて、調査も難しいかもしれないし、指導もまして難しいというケースも起こりうるのでは。

【斉藤環境規制課長】実際は難しいところがあると思います。

【岡本副委員長】「必要に応じて指導」としておかないと。調査をした結果、ターゲットと考えていたところが主要な発生源ではない可能性もあるので、必要に応じて、ということに。

【立本委員長】個人的には、もうずいぶん時間が経っているんですから、調査だけではなくて、やはり行政サイドも、他の部局に少しは指導もできるという体制であっていいのではないかと思います。

【小林委員】別の話で大丈夫ですか。

一番最後の全般のところの中段で、「ただし、大気汚染状況の～」というところがありますね。経費がかかったり、いろんなことが市民に周知されてないという点。それに対しての回答の2段目が、その意見の真ん中と最後を併せて回答してらっしゃるのか、これに対する明快な回答が抜けて

いるような感じがするんですが。

【岡本副委員長】それに関連していいですか。

この全般の最後のパラグラフなんですけども、各自治体の常時監視局のデータは、環境省のホームページから「そらまめ君」というページに入りますと、数時間前の状況を全部見ることができるんです。それと併置して、市で独自にそれに対抗するようなものを作るというのは、行政経費の有効利用の点で必ずしもプラスではないような気がするので、それを補完して情報が欲しい市民にどういうふうサポートしていくか、という工夫をしたほうがいいのではないかという気がいたします。

【小林委員】そういう情報は、「そらまめ、ああ、なんか聞いたことあるな」という程度なので、一般市民は本当に知らない。こういうふうにして情報を取ってくださいということを、一般市民にもわかりやすく伝えていただければいいと思います。

【斉藤環境規制課長】その辺は、ホームページをもう少しを工夫して、記載するようにいたします。

【立本委員長】もう少し、市民に国の状況から見てどうかということもわかるようにしてください。

【斉藤環境規制課長】それからもう1つ、小林委員の御意見なんですけれども、経費の節減のところですが、これについては確かに答えを書いていないのですが、それはどうなのでしょう。お金がこれだけかかっていますとか、そういうのは…。

【小林委員】あまりよろしくないですね。

【久世委員】予算は、例えばその中に公表されているものがあるんですね。

【斉藤環境規制課長】公表されています。

【久世委員】そこにリンクしておくのは別に構わないですか。

【土屋環境保全部長】公表はしているんですが、よほど専門家の方でよく内容を知っていないととり着けないというのが現状でございます。

【岡本副委員長】環境白書とか、市民向けのパンフレットの中にごく簡単な概要だけを書いて、詳しくはホームページのここにアクセスしてください、というのを入れるとよいのでは。

【小林委員】経費のことをPRしてたくさん使っていると言うと、だから軽減するのかと短絡的に受け取られると困るので、そういう受け止め方を市はしていなくて、必要に応じて、有効利用しながらちゃんとやっている、というようなことを書くのも1つの手かなと思うんですよ。ここに関しての答えが全然ないから、肩透かしをしたような気がするんですね。

経費がたくさんかかっているから削減しますという対応はしていないというようなことを入れるとか、市としての考え方をちょっとでも入れてくれると、これに対する答えがわかる気がするんですけれども。

【立本委員長】では、いずれにしても、加筆等で、わかりやすい形で記載をしてもらおうということ。

この件は、加筆をしたものについて、私のほうに一任ということでよろしゅうございますか。

【各委員】はい。

【立本委員長】それでは、続きまして「答申案の取りまとめ」というのがございますけども、この件について、事務局のほうから少し説明をお願いしますか。

【石橋環境規制課大気係長】資料2をご覧くださいと思います。3回の専門委員会で取りまとめていただいた結果及び先ほど説明しました市民意見に対する考え方などを盛り込みまして、今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制についての答申案をまとめたところでございます。

読み上げさせていただきます。

「千葉市の大気汚染状況の常時監視体制は、大気汚染が著しい時代に対応するために整備された監視体制が維持されてきたところであるが、現在の大気汚染状況の改善状況等にかんがみ、今後は、近年問題となっている大気汚染物質による状況を的確に把握できる監視体制に移行していく必要がある。

このことを踏まえ、測定局・地点の統廃合によって監視の効率化を図りつつ、環境基準未達成項目、光化学オキシダントに係る監視の強化や、環境基準が設定された微小粒子状物質の監視を行っていくための新たな常時監視体制を、別紙のとおり提示する。審議内容については、別添のとおりである。

なお、測定局の統廃合については、現在得られている大気環境情報や測定データの統計的解析、市民意見等を組み合わせて詳細に検討したものであるが、実際の測定局の廃止は、常時監視を実務として行う行政の実情や過去の経緯等を考慮の上、慎重に実行されたい。

あわせて、今後の常時監視を的確に実施するため、次のとおり意見を申し添える。

1 全般的事項

- (1) 千葉市の自然的・社会的状況や大気汚染状況等が大きく変化したときは、必要に応じ、常時監視体制に係る検討及び見直しを行うこと。
- (2) 測定局舎の周辺環境の変化に注意を払い、その設置状況が適切な状態に保持されるよう必要な措置を講ずるとともに、測定局舎の維持管理を十分に行うこと。
- (3) 自動測定機の保守管理を確実に実施することにより測定精度を高い水準に維持し、データの信頼性を確保すること。
- (4) 大気汚染状況を注意深く観察し、国・千葉県等関係機関との連携の下、必要となる施策を着実に推進すること。
- (5) 廃止となる測定局周辺地域における環境監視について、住民に不安感を生じさせることのないよう配慮すること。
- (6) 市民への情報提供の充実を図ること。

2 微小粒子状物質に係る常時監視について

- (1) 自動測定機を計画的に設置し、滞りなく監視体制を整備すること。
なお、設置する自動測定機については、機器間の測定誤差のばらつきを抑えるよう配慮すること。
- (2) 微小粒子状物質による大気汚染状況に応じ、今後、さらなる監視の必要性を含め監視体制に関する検討を行うこと。
- (3) 微小粒子状物質の成分分析を実施し、国・千葉県等関係機関との協力・連携の下、微小粒子状物質に係る施策を推進すること。
- (4) これまでの粒子状物質全体に対する削減対策を引き続き実施すること。」

以上、答申案をまとめたものを読み上げさせていただきました。

これを審議いただきまして、本日午後 3 時 15 分から行われます部会において答申案を審議いただくところでございます。

以上でございます。

【立本委員長】ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から御説明がございました「今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制について（答申案）」というのが資料 2 でございますけれども、これについて何か、皆さんのほうから御意見等がございましたらお願いしたいと思います。

【久世委員】7 行目に別紙というふうにあります、8 行目に別添というのがありますが、別紙というのは具体的にはどの部分でしょうか。

【石橋環境規制課大気係長】別紙というのは、審議いただいた内容を網羅しました A3 の表、「今後の常時監視体制」としてまとめているものです。

【久世委員】そうしますと、たぶんその A3 のほうには別紙という表記がなされていたほうがよろしいかと。

それから関連して、その次のページの検討資料 1 から検討資料 5 までで、その検討資料 1 ですけれども、「千葉市の大気汚染状況の常時監視体制」ということなんです、実際にめくってみますとタイトルが「大気汚染状況の常時監視体制の現状」となっています。この辺は統一を図られたほうがいいのではないのでしょうか。混乱が生じると思います。

それ以降もちょっと若干違っていたところがあったんですけれども、もう一回タイトルの整合性を確認していただいて。

【立本委員長】それでは、語句の整合性をきちんとまとめていただくということで。

【岡本副委員長】よろしいでしょうか。

全般的事項の(4)と、微小粒子状物質に係る常時監視についての(3)なんですけれども、上では「必要となる施策を着実に推進すること」、それから下の微小粒子では「微小粒子状物質に係る施策を

推進すること」となっているのですが、今回の答申の内容は常時監視体制についてですよね。つまり、粒子状物質の排出をどうやって規制をするか、というのは今回の答申には含まれない内容なんですが、この文案を見ると「微小粒子状物質に係る施策を推進すること」といった場合には、市の環境行政での監視・測定・指導・規制すべてを含んでいるわけで、こういう施策を推進するために必要な情報を適切に収集するための監視体制の整備のはずですので、そここのところ誤解がないような表記のほうがいいのではないのでしょうか。

例えば、微小粒子状物質に係る施策を適切に推進できるような情報を収集すること、あるいは、その情報が得られるような常時監視体制を整備すること、という表現が適切ではないかと。

【立本委員長】常時監視をすることによってそこにいろんな問題が出てくると、それを基にして施策をやるという考え方ですね。だからそういう施策をするために常時監視をするというように書き改めたらどうか、ということですね。

要するに、施策ということになると、常時監視以外にもいっぱいあるわけですから、それをすべてやれということではない、常時監視の目的はこの施策とは違うんですということをもう少し分けて考えたらどうですか。

【岡本副委員長】つまり、微小粒子状物質に係る施策ということになりますと、監視以外にも規制ですとかいろいろなものが含まれるわけです。ですが、そのすべてをここで答申しているのではなくて、そういうような施策をするためにどういう情報が必要なのか、そのためにどういうふうに費用の再配分をしていくか。つまり、役目を終えて環境基準をもう何十年も達成しているようなものは減らして、多くの市民が注目している項目の測定のほうにシフトしましょう、ということなんですから、そここのところをはっきりわかるような表現にしたほうがよいと思います。

【斉藤環境規制課長】わかりました。

【小林委員】2の(1)の「なお、設置する自動測定機については」の後の「機器間の測定誤差のばらつきを抑えるよう配慮すること」という文があって、この意見自体は本当に専門家のすばらしい意見で、ちゃんと書いてあっていいことだと思うんですが、「測定誤差のばらつき」というのは表現が重複していませんか。

測定誤差を最小限に抑えるとか、言葉を考えたほうがよろしいかと思います。

【斉藤環境規制課長】わかりました。「測定誤差を抑える」に直させていただきます。

【立本委員長】その他、ありませんか。

【内藤委員】先ほどの岡本委員の話でいくと、2の(4)もちょっと微妙になってきませんか。削減対策になっているんで。

【岡本副委員長】2の(4)もそうですね。削減対策のための情報を得るためとか、そういう表現のほうがいいと思います。もっとも、広い意味では、それも環境政策の一部ですと言えないことはないけれど、やはり明確に。

【立本委員長】そうしますと、今日、答申の案をまとめるのですが、すぐに直してみますか。至急、答申案だけ手直ししていただけますか。

【佐藤環境規制課長補佐】今いただいた意見をもう一度確認させていただきたいと思います。

まず、最初の部分、「このことを踏まえ～」以降の部分で別紙と別添の区別、こちらのところは、後ろの資料もございますので、事務局側で修正させていただきます。

2の微小粒子状物質に係る常時監視についてのところなんですけども…。

【土屋環境保全部長】では、私のほうから。

2 微小粒子状物質のところ(1)の2行目「測定誤差を抑えるよう」とし、つまり「のばらつき」の部分を取らせていただきます。

(3)でございますが、読み上げますと、「国・千葉県等関係機関との協力・連携の下、微小粒子状物質に係る施策を適切に推進できるよう情報を収集すること」でよろしゅうございますか。

内藤先生からございましたように、(4)もあわせますと、最後のほうは、「削減対策のための情報収集を引き続き実施すること」でよろしゅうございますか。

以上、3か所でございます、上の別紙と別添は、後ろの資料と整合性と併せて修正させていただきます。

【立本委員長】岡本先生の文案がいいですね。「実施のために必要な情報を適切に得られるように

監視体制を整備すること」。

【佐藤環境規制課長補佐】それでは、修正に少しお時間をいただきたいと思います。では、11 時まで休憩ということでよろしくお願いいたします。

<休憩>

【立本委員長】それではお待たせいたしました。会議を再開いたします。

今、加筆訂正された資料がお手元に配られたと思います。事務局に加筆訂正の箇所をご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【佐藤環境規制課長補佐】それでは、1 全般的事項のところの(4)。こちらを読み上げさせていただきます。「大気汚染状況を注意深く観察し、国・千葉県等関係機関との連携の下、必要となる施策を着実に推進するために必要な情報を適切に得られるように監視体制を整備すること」。よろしいでしょうか。

続きまして、2 微小粒子状物質のほうでございます。

(1)「自動測定機を計画的に設置し、滞りなく監視体制を整備すること。なお、設置する自動測定機については、機器間の測定誤差を抑えるよう配慮すること。」

続きまして(3)です。「微小粒子状物質の成分分析を実施し、国・千葉県等関係機関との協力・連携の下、微小粒子状物質に係る施策を推進するために必要な情報を適切に得られるように監視体制を整備すること。」

(4)です。「これまでの粒子状物質全体に対する削減対策を引き続き実施するために必要な情報を適切に得られるように監視体制を整備すること。」

以上が修正内容です。

【立本委員長】いかがでしょうか。

【岡本副委員長】1 (4)に「必要」が二つでてくるので、この部分。

【佐藤環境規制課長補佐】1 (4)ですけれども、岡本委員の御指摘、前半の「必要となる」の部分のカットすることはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、再度読み上げさせていただきます。

1 全般的事項の(4)「大気汚染状況を注意深く観察し、国・千葉県等関係機関との連携の下、施策を着実に推進するために必要な情報を適切に得られるように監視体制を整備すること」

以上でよろしいでしょうか。

【立本委員長】その他ございませんか。ないようですと、これを答申案としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<各委員了承>

【立本委員長】それでは、本日、最後の議題です。その他の部分です。事務局から何かございますか。

【斉藤環境規制課長】本日の会議の議事録ですが、公開の対象となっておりますので、後日、議事録案を送付させていただき、委員の皆様にご確認をお願いいたします。

次に、このたび取りまとめていただいた答申案についてでございますが、本日午後開催されます環境保全推進計画部会に諮られまして、答申として取りまとめられる予定となっております。

以上でございます。

【土屋環境保全部長】6 月から大変お忙しい中、4 回にわたりまして大気汚染状況の常時監視体制についてご議論いただきまして、本当にありがとうございます。おかげさまで、本日、専門委員会の答申案をまとめていただきまして、ご苦労様でございました。この答申案にございますとおり、これを受けまして、私ども、測定局の見直しをやってまいるわけでございますけれども、廃止するところにつきましては、周辺の住民の皆さんに不安を抱かせることのないように、情報の面で説明したり、別の新たなところでやっていくところで、答申案の実現に努力してまいるところでございます。本当に長い間、熱心なご議論いただきまして、ありがとうございます。

【立本委員長】ありがとうございました。

常時監視体制について、よい答申案を作ってくださいました。本当に、ご協力ありがとうございました。市民意見等、一部訂正ありましたが、それらにつきましては、私と事務局で整理させていただきますので、その旨、よろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の大気環境保全専門委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。